

議案第7号

大野市教育委員会内部手続の電子的処理に関する規則案

令和4年3月28日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的として、教育委員会の内部手続として所属間で行い、又は職員が主管課長等に対して行う申請、届出等の電子的処理を推進することに関し必要な事項を定めるため

大野市教育委員会規則第 号

大野市教育委員会内部手続の電子的処理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的として、教育委員会の内部手続として所属間で行い、又は職員が主管課長等に対して行う申請、届出等（以下「申請等」という。）の電子的処理を推進することに関し必要な事項を定めるものとする。

(電子的処理の方法等)

第2条 申請等の電子的処理を行う場合については、大野市内部手続の電子的処理に関する規則（令和4年規則第4号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。